

学位論文の審査結果の要旨

氏 名	三橋 浩志
学 位	博士（地域政策学）
学位記番号	高経大院博（地域政策学） 第 10 号
学位授与の日付	平成 20 年 9 月 26 日
学位授与の要件	学位規程第 4 条第 2 項該当
博士論文名	イノベーション都市を目指した都市内産業政策に関する研究
論文審査委員	主 査 戸 所 隆（高崎経済大学地域政策学部教授・文学博士） 副 査 津川 康雄（高崎経済大学地域政策学部教授・博士（文学）） 副 査 佐野 充（日本大学文理学部教授・理学博士）

審査結果の要旨

三橋氏の学位請求論文については、戸所隆を主査に、津川康雄・佐野充両副査の 3 人により指導を行ない、平成 19 年 11 月 4 日 14～17 時に予備審査としての口頭試問、平成 20 年 7 月 14 日 14～17 時に本審査としての口頭試問を実施した。3 人の審査委員の本論文に対する評価及び審査結果の要旨は以下の通りである。

本論文は、工業化社会から知識情報化社会への転換という時代背景の中で少子高齢化に向かう日本が、都市の活力を維持しつつ持続的な成長を遂げるための新たな地域産業政策のあり方を論じた時宜を得た論攷である。すなわち、今後の産業政策の方向性として、科学技術等を活用し、革新的な新商品・新サービスを産み出し、社会に新しい価値観と付加価値を提供する「イノベーション活動」が重要であり、製造業においても従来の「生産・加工」のみの経営戦略から、サービス業との融合やナノテクに代表される高次加工技術を駆使した産業構造への転換が必要となる。その結果、イノベーションの創出には生産技術や生産技能、営業や広報等の機能を融合化、統合化する「ものづくり（工業）」が重要かつ必要であることを明らかにしている。本論文はかかる内容を序章と第 1 章～第 6 章の本論、それに第 7 章まとめという構成で論述する。

序章では地域イノベーション政策及び都市内産業政策に関する既往研究を基に、国内外の研究動向及びイノベティブ都市や地域イノベーションシステムに関する理論的枠組みを整理し、研究目的と方法を明らかにした。また具体的な研究方法として、「地域におけるイノベーションは、リアル（具体）のモノを介して創出される」との仮説を設定し、イノベティブ都市を支える機能として製造業を位置づけた。その上で、現状の産業政策と都市政策を分析し、イノベティブ都市にお

ける政策課題や都市内産業政策のあり方を地域政策学として体系化する目的で研究している。序章では都市の発展に不可欠なイノベーション創出の重要性を幾つかの事例を用いてわかりやすく説明しており、研究目的・視点・研究方法も明確である。

第1章は国内外の地域イノベーション政策及び都市内産業政策に関する研究動向を基に、イノベティブ都市に関する理論的枠組みを設定した。その上で、国際的な研究からイノベーションには地域に立脚したクラスターが重要であることを明らかにした。またそうしたクラスターの形成には、リニア・モデルではなく連鎖型の知識フロー、分業ネットワークの構築が重要であり、大学や企業研究所などによる「地域における知恵の拠点」形成が重要であることを論じている。なお、この章においては理論的枠組みの設定は評価できるが、さらに日本での事例紹介を加えることで、理解がより深まるとの意見があった。

第2章は、「都市化」と「工業化」との関係を再検討している。工業社会では工業化と都市化の相関が高かったが、近年の工業化と都市化の相関は空間的には低下している。しかし、都市成長での工業の重要性は高く、人口政策と産業政策による別々の都市成長管理が可能となったことを明らかにした。そこから都市化を「都市の持続的な発展を促すしくみが内在された地域システム」として捉え直す可能性を提案しており、新たな捉え方として評価できる。なお、「脱工業化」から「情報化」という論理を雇用面から説明することや、社会の変化を「脱工業化」に集約して説明することには慎重であって欲しいとの意見が出された。

第3章は、イノベティブ都市のなかで知識と製品を繋ぐ役割を担う製造業の立地可能性について検討している。地価負担力の低い製造業が都市内に今後も立地可能か否かについて埼玉県川口市を例に検討したが、地価上昇の著しい大都市部内部でも、経営者の持続的な産業展開の意向が強いことを示した。その要因として、当該都市が持つイノベーション機能の優位性を実証している。その上で、産業振興政策の推進にはマンション建設との競合を避ける土地利用政策が不可避であり、産業振興政策と土地利用政策とを融合した都市政策の必要性を明らかにしたことは評価できる。

第4章は、地域産業政策における「地域」概念の変化に関する研究で、概念変化の経緯を関係諸法、諸事業の目的や対象の変化を中心に史的に整理している。その結果、地域クラスター政策によって、地域における境界概念の低下とバーチャル空間的な扱いが生じ、従来の等質地域・結節地域とは異なる地域概念に変化したことを明らかにした。すなわち、従来の地理的な「地域」概念がクラスター政策によって意識空間・ネットワーク空間に変化する可能性を指摘した点は、新たな知見として評価できる。

第5章は、これからの地域産業政策において基礎自治体（市区町村）の役割の大きさを論述している。研究対象地域は中小企業集積地域である東大阪市を例に、「ニッチ・トップ企業」向け新政策の実施過程とステーク・ホルダーとの関係で分析した。その結果、行政主導で市内に立地する事業所の実態を把握し、従来型の中小企業支援策と政府の新しい支援の枠組み（公募型、競争型の補助金等）を活用することが新たな事業展開に繋がることを明らかにしている。こうした行政主導

の地域産業政策形成メカニズムと事業展開のプロセスを明確化した点を評価したい。

第6章は、イノベティブ都市を創生するための都市内産業政策のあり方について論じる。ものづくりはネットワークで成立する産業であり、日本の都市がイノベティブ都市へと転換するには、「ハイテク」と「ローテク」、「商業」と「サービス」を組み合わせたものづくり機能を「フルセット」で都市内に存在させることが重要となる。また、工業製品は世界への販売が可能のため、地域ブランド形成に極めて有効といえる。さらに、イノベティブ都市への都市ブランド戦略の面からも、新しい産業や文化を創造する都市内産業政策が重要である。そのことに目配りしつつ、産業集積地域の活性化研究を基に地域政策学の方法論の確立・体系化への芽を見出したことは評価できる。

最終章（第7章）は、イノベーション政策と都市政策の融合を目指した研究成果である。そこでは工業化社会から情報化社会への地域・産業構造変容下での都市内製造業の役割は何かについてまとめている。

以上のように本論文は、工業化社会から知識情報化社会に転換する中で、コンパクトに自己主張をまとめ、新たな都市・産業政策の方向性を示した研究として評価できる。三橋氏は現在、新しい産業や文化を創造する文部科学省科学技術政策研究所にてイノベーション創造研究とその政策策定に携わっており、まさに時宜を得た政策研究と言える。ただ、欲を言えば企業独自の立地行動も行われるため、さらなる産業分類別の立地分析が必要となる。また、都市における産業（地場産業的・地域ブランド型製造業、地産地消型産業の動向）なども無視できない。イノベティブな産業だけが都市の活力を生み出すものとは言えず、イノベティブな産業の育成も必要であり、今後の課題として欲しい。

論文を総合的に評価すると目的・分析・結果・結論とも明確であり、イノベティブ都市創生への新たな知見を創出でき、学界にも実社会も有益な研究であると判断できる。そのため、審査員3名が一致して三橋氏の論文は博士学位論文としての水準を十分に超えた内容をもつものと判断し、博士（地域政策学）の学位を授与する結論に至った。

学位論文の審査結果の要旨

氏名	稲垣昌茂
学位	博士（地域政策学）
学位記番号	高経大院博（地域政策学）第11号
学位授与の日付	平成21年3月25日
学位授与の要件	学位規程第4条第2項該当
博士論文名	都市空間の構造変容を踏まえた 多核心型構造の構築のあり方に関する地域政策学研究
論文審査委員	主査 戸所 隆（高崎経済大学地域政策学部教授・文学博士） 副査 津川 康雄（高崎経済大学地域政策学部教授・博士（文学）） 副査 佐野 充（日本大学文理学部教授・理学博士）

審査結果の要旨

稲垣氏の学位請求論文については、戸所隆を主査に、津川康雄・佐野充両副査の3人により指導を行ない、平成20年5月12日14～17時に予備審査としての口頭試問、平成21年1月19日14～17時に本審査としての口頭試問を実施した。3人の審査委員の本論文に対する評価及び審査結果の要旨は以下の通りである。

技術革新を伴いながら時代が大きく変化する現代社会では、都市を取り巻く環境も大きく変化している。こうした中で、既存の都市発展モデルでは説明できない様々な都市現象・都市問題が惹起してきている。それらを克服し、持続的な発展可能性を持つ都市形成を図るには、戦略的視点からの新しい実践的な都市化理論の構築を目指すことが求められる。時代の変化による都市化の変容と都市構造の多核心化への構造変化への対応もその一つである。

本論文は、拡大型都市構造における問題点や課題を主として地方都市を分析し、市町村合併等で広域・多核心化した都市の再構築には、複数のコンパクトなまちで構成される「多核心型コンパクトなまちづくり」が必要であること明らかにしたものである。そして、①空間構造を巡る問題点の整理とコンパクトなまちづくりの必要性、②空間的スケールごとに捉えた都市・地域構造の変化に関する解明、③広域都市における多核心型コンパクトなまちづくりのあり方について研究を展開している。章の構成は次のようになる。

序章

第1章 都市構造変化を踏まえたコンパクトな都市形成の必要性

第2章	都市圏比較からみたコンパクトなまちづくりの必要性
第3章	市町村合併結果と実質地域との整合性と多核心化—新潟県—
第4章	周辺区域における市街地集約による複数拠点のあり方
第5章	本線—支線型公共交通網の形成による地帯構造の再編政策
第6章	都市軸・都心軸の重点形成による中心商業地の再構築策
第7章	複数のコンパクトなまちから構成される都市構造のあり方
終章	

今日の都市は、経済活動による「実質地域」としての市街地拡大と、市町村合併によって拡大した「形式地域」から成り立っており、これを新たな分権社会に適した実質地域としての都市構造へ如何に再構築するかが問われている。また現代都市では、平成の大合併による都市構造の多核心化と既存都市構造の分節化による多核心化が同時に生じている。さらに、人口減少と分権化で構造変化する国土と人の動きの中でコンパクトなまちづくりが推進されつつある。こうしたコンパクトなまちづくりには交通体系の再編成と都市圏の変容過程が伴う。すなわち、鉄道駅を活かしたまちづくりなど交通体系の再編成による多核心型都市構造形成や、多核心化した都市における中心商業地のあり方が問われる。また、地域の個性を打ち出す必要性から地域資源を活かした中心商業地の再生と都市政策も必要となる。こうした課題に対して稲垣氏は、今後の都市政策は周辺区域への市街地拡大を抑制し、中心商業地を活性化させ、拡大した市域の中でも利便性の高い特定区域の拠点化を促進する多核心型都市構造への再構築が重要との仮説に基づき研究を進めた。

稲垣氏はまず研究の根幹となる既存研究の解題を行い、都市空間構造とコンパクトなまちづくりについて、都市政策、都市経営、都市居住など多面的に整理・検討を実施している。研究のアプローチは、実証性を重視しており、中心商業地の変遷と公共交通ネットワークの再構築を対象を絞り、都市発展過程、人口分布と変化予測、平成の市町村合併に伴う都市空間構造の変遷分析、市民サービス機能としての中心商業機能、公共交通ネットワークについて、新潟県、富山市、鈴鹿市、高崎市などで実証している。

現代都市には高密度な市街地に多様なライフスタイルの実現可能な空間が求められる。その実現には都市構造を形態的・機能的に統合し、再構築・再構成する必要がある。自動車により市街地拡大した都市にとってコンパクトなまちづくりは有効な手段であることを明らかにした。そのためには都市全体を俯瞰的に捉える視点が求められ、都市地域の拡大や低密度な市街地形成を抑制し、独自性や魅力を持つ中心商業地や複数の拠点区域に人口や機能集積を促進することで多核心化を図り、それらを公共交通ネットワークで結ぶ必要性を強調している。その上で、多核心型都市構造を構築するために、次の方策を提示している。

①「面」すなわち市街地を充実するため、市街地の量的拡大から市街地密度の向上という質的拡大に転換することを求め、都市全体を俯瞰的に捉えた土地利用計画や開発許可制度の運用、郊外への立地規制と特定区域への開発を促進する。

②「点」すなわち中心商業地などの拠点形成には、魅力的な位置と機能が重要となる。そのため、地域資源と特定都市機能の活用、および生活空間の充実や住民参加システムの確立、地域の自律性・独自性・生活利便性を向上することで地域の拠点性を高める。

③「線」すなわちネットワークを充実するため、自動車利用を抑制しながら本線―支線型の公共交通網を形成し、徒歩と公共交通で移動できる都市空間の形成を図る。

④市町村合併などで広域化した都市地域は、複数の高密度で利便性の高い核地域から成るネットワーク型の多核心型都市構造にする。また、それぞれの核地域はコンパクトなまちづくりで特徴付け、核地域相互間は公共交通で結合する。

以上のように、研究主題である多核心型コンパクトなまちづくりのあり方に関しては、詳細で精力的な実証研究と政策提案を意識した分析力によって、ほぼ満足のいく成果を上げていると判断する。コンパクトなまちづくりをキー・ワードに、人口・小売業・交通・観光・市町村合併といった指標や事象を取り上げ、具体的な地域における検証・論証を行っている点も高く評価したい。また、各章の問題・テーマ設定に対し、詳細な調査・分析を踏まえた検討が加えられている点も高く評価したい。さらに、分析手法も多様で、相関分析・立地変化・特化指数など定量的にデータ分析を行い、論証の客観性が増している。その上で、まとめとして多核心型都市構造によるコンパクトな都市形成モデル図など、デジタル技術を駆使して作成された図やオリジナリティ溢れるモデル図を作成している点が本研究の価値をより一層高めていると判断する。なお、研究目的に対応する文献研究、とくにコンパクトシティの定義や研究動向が論文中にほとんど展開されていない点は残念であり、博士論文としての重厚感にやや欠けると感じる。今後の課題として欲しい。

以上、論文を総合的に評価すると目的・分析・結果・結論とも明確であり、多核心型構造によるコンパクトな都市形成のあり方及び必要性について地域構造論的・地域政策学的に幅広く論究していることなどから、学界にも実社会も有益な研究であると判断できる。そのため、審査員3名が一致して稲垣氏の論文は博士学位論文としての水準を十分に超えた内容をもつものと判断し、博士(地域政策学)の学位を授与する結論に至った。

学位論文の審査結果の要旨

氏名	宋丹瑛
学位	博士（地域政策学）
学位記番号	高経大院博（地域政策学）第12号
学位授与の日付	平成21年3月25日
学位授与の要件	学位規程第4条第3項該当
博士論文名	環境保全型農業の存立条件と政策課題 —経営の持続性と地域農業政策—
論文審査委員	主査 吉田 俊幸 副査 村山 元展 副査 小田切 徳美

審査結果の要旨

上記、宋丹瑛の学位論文「環境保全型農業の存立条件と政策課題—経営の持続性と地域農業政策」課程博士）に関して、3名の審査委員（主査吉田俊幸、副査村山元展、小田切徳美）により、学位論文の審査と最終試験を1月12日に高崎経済大学で実施した。その結果、3人の審査委員は全員一致で、論文が学位（課程博士）論文の水準に達しており、また、宋丹瑛が博士（地域政策）の学位を授与するのに十分な研究能力を有していることを一致した。

環境保全型農業の確立は、日本農政の重要な政策課題と一つであり、同時に世界的な潮流ともなっている。さらに、環境保全型農業を確立することは、食の安全、環境保全という視点からも国民的な関心事になっている。本研究論文は、環境保全型農業の存立条件と政策課題について、農法の転換、経済性と経営の持続性、政策の支援及び地域農業・地域振興という視点からの実態的、理論的研究である。本研究の特徴の第一は、先行研究を踏まえ、環境保全型農業の推進と確立には、①技術、農法の転換、②経済性の確立と経営の持続性、③政策的な支援、④地域農業・振興という4つの視点からの研究とその総合化が必要なことを明らかにした。それを踏まえて、4つの視点別の先行研究の検討と評価を行った。以上の4つの視点からの接近と総合化は、環境保全型農業研究において新たな論点を提示したと評価できる。

第二の特徴は、日本における環境保全型農業政策の変遷と現実の環境保全型農業の展開との相互関連を政策と実態の面から体系的に検討したことである。環境保全型農業の政策と実態の展開過程をみると、地方での取組や実態が先行し、その動きを中央が政策的に追認し、中央の政策が地方の取組をさらに促進するという特徴をもっていることを実態的、政策的に実証した。その上で、日本で

の環境保全型農業を推進・定着するには、環境保全型農業政策には、直接支払等の様々な課題があることを具体的に論証した。

第三の特徴は、環境保全型農業の実施状況及び経営実態とマーケティング、土づくり等について農業センサスウ分析や各種資料をもとに体系的に整理し、実態を体系的に解明したことである。各種統計による環境保全型農業研究の最初であり、研究の空白を埋めるものである。

第四の特徴は、滋賀県の環境こだわり農業及び福岡県の農のめぐみ事業の取り組みについて、制度と実態調査を通じて、環境保全型農業の存立条件と政策課題について解明したことである。両者は県段階での最初の直接支払制度であるが、同時に、栽培方法の転換や経営の継続性のために農産物差別化戦略、マーケティングを県の政策として推進している。さらに、それらを統合しているが、地域農業振興のシステムであり、県民の合意形成であることを解明した。この点も環境保全型農業研究について新しい分野を開拓した。以上のように、研究テーマの設定及び研究の視角も意欲的であり、学位論文にふさわしいものである。

まず、本論文の概要は以下の通りである。序章の先行研究では、①技術、農法の転換、②経済性の確立と経営の持続性、③政策的な支援、④地域農業・振興という4つの視点から先介研究を整理した。①の技術、農法の転換では西尾氏が指摘した「環境保全型農業への技術開発と農法の転換は国民にわかりやすい評価手法を踏まえた地域に根ざした手法」の重要性を確認した。②の経済性の確立と経営の持続性では、多くの研究が環境保全型農業の経営の不安定性が指摘しているが、実態と統計との総合的な評価が必要なことを明らかにした。さらに、生源寺氏が農業経営の育成には地域農業という視点と農産物差別化戦略の必要性を指摘していることの重要性を確認した。しかし、氏はその具体的な条件を検討していないので、この点を実態的に確認することが必要であることを明らかにした。③の政策的な研究では、ヨーロッパを例とした環境直接支払制度に関する研究が中心であるが、日本の条件に即して地域振興と多面的機能との連動や地域政策的な視点で積み重ねが必要なことを明らかにした。④の地域農業・振興については、事例報告が中心であり、実態報告を踏まえた①～③の視点を統合する研究が必要なことを明らかにした。

第2章の「環境保全型農業の展開と環境保全型農業政策」では、政策展開と実態の動きから有機農業期、環境保全型農業の展開期、環境保全型農業の確立期の3期に区分した。この三期について中央の政策展開と環境保全型農業の実態及び地方での政策展開について、相互の関連を含めて制度と実態の両面から検討した。その結果、日本の環境保全型農業政策の展開は、地方の取り組みか先行し、中央が政策的に追認し、中央の政策が地方の取り組みを加速するという中央と地方とのキャッチボールが特徴であることを具体的に実証した。この点は、環境保全型農業政策研究の新しい知見である。とくに、市町村段階では、地域農業振興の一環として環境保全型農業を位置づけ、独自の基準による独自認証、マーケティングあるいは各種の助成措置が先行していることを明らかにした。そして、地方での取り組みと政策展開が中央での環境保全型農業政策に影響を与えたことを明らかにした。さらに、地方での取り組みから直接支払制度や独自認証、マーケティング等の政策課

題があることを実態的に提示した。以上の諸点は、環境保全型農業の政策展開において研究、政策論の面で重要な指摘である。

そして、わが国の環境保全型農業政策の中心であるエコファーマー制度について、統計と熊本県の取り組みから課題を明らかにした。エコファーマーの認定数は農業センサス結果の環境保全型農業実施農家と比べて非常に少なく、都道府県間に大きな差がある。その要因と制度の問題点を以下のよう整理した。まず、エコファーマー制度が生産された農産物の認証ではなく生産者の生産「計画」に対する認証である。そのため、エコファーマーが生産した農産物であっても、環境保全型農産物の認証を別途を受けなければならない。したがって、エコファーマーに認証されても農産物の差別化や販売戦略とむすびつかない。さらに、生産者の個別認証であり、地域的なひろがり前提としないため、環境保全型農業の産地化ともむすびつかない。その上、エコファーマーへの支援策が限定されており、経済的なメリットがほとんどない。また、消費者等に合意形成し、環境保全型農業の産地化や販売戦略についての視点が弱い生産者サイドの制度である。以上の問題点を克服し、積極的な活用した熊本県の実態調査に基づいて検討している。熊本県では、県農産物の販売戦略の一環としてエコファーマー制度を位置づけ、個別認証に加え、地域、団体認証を認め、産地化戦略を推進している。その他、エコファーマーに対する県独自の助成策を整備し、経済的なメリットを確保し、その普及を促進し、エコファーマーが生産した農産物の産地化、ブランド化を推進している。以上を踏まえて、エコファーマー制度が環境保全型農業を推進・定着する制度になるためには、直接支払制度との連動、認証システム、産地化戦略が必要なこと理論的、実態的に提示した。以上のようにエコファーマー制度に対する実証に基づく課題を包括的に提示したのは、本研究が最初であり、高く評価できる。

第3章「環境保全型農業の取組状況と経営内容」では、2000年及び2005年農業センサスや各種統計、資料に基づいた統計的な分析である。まず、農業センサス分析により、環境保全型農業を実施している2005年の生産者数は、2000年に比べて83.2%増であり、実施農家割合は2000年の21.5%から2005年の46.5%へ大幅に増加した。環境保全型農業の主要な技術である「低科学肥料栽培」、「低農薬栽培」及び「土づくり」の普及率は、地域別、栽培部門別にみても平準化傾向にあることを明らかにした。さらに、主業農家や販売金額1000万円から1億円未満、稲作付規模5ha以上、野菜作付2ha以上及び施設野菜農家の環境保全型農業の実施割合が70～80%前後と高くなっている。つまり、日本農業の担い手といわれる生産者の殆どが環境保全型農業を実施している。さらに、副業農家、小規模農家でも環境保全型実施農家が大幅に増加しており、環境保全型農業が個別の取組から地域的な広がりをもっていることを実証した。以上の環境保全型農業の展開について統計的に包括的な分析は、最初である。

さらに、環境保全型農業実施農家は契約栽培割合が高く、農協以外の出荷や直売比率が高いことをセンサス分析と農水省調査により実証した。環境保全型農業が存立するには、農産物の差別化、販売戦略と結びついていることを統計的に明らかにした。さらに、環境保全型農業の収支の分析から、取組形態によって収益性に差があるが、農薬や肥料の経費削減が収量の低下や労働時間の延長

による経費増を下回っている。したがって、環境保全型農産物を高価格での販売を実現することが経営の存立において重要な条件となっていることを明らかにした。つまり、差別化戦略による高価格販売と直接支払とが環境保全型農業の存立条件であることを実証した。

第4章、第5章は、第2章、第3章において明確となった環境保全型農業の存立するための政策と地域的な取組を実態調査により分析し、環境保全型農業の存立条件と政策課題を提示している。

第4章「地域農業振興と環境改善を目指す環境保全型農業の推進－滋賀県環境こだわり農業の推進－」は、2004年度から県独自で「環境直接支払制度」を導入した滋賀県の事例である。滋賀県の「環境こだわり認証制度」は、第一にわが国での県段階でかつ大規模な最初の環境直接支払制度であり、県の広範囲で実施されたことに特徴と意義がある。第二に、この取組は、「琵琶湖の浄化」という明確な目標があり、環境への負荷を軽減する農法と技術を生産者が実施することを義務づけており、環境保全型農業の技術、農法を推進するという視点が明確となっている。第三に、個別認証から団体、地域認証を導入し、地域的、県全体での産地化、差別化戦略に基づいた地域農業振興という視点をもっている。第四に、農産物の認証を含めた県全体での販売戦略が明確になっている。直接支払額の根拠は、通常栽培と直接支払の対象となる栽培とのコスト差を補てんすることである。したがって、販売戦略と合わせて経営の持続性にも配慮した政策と取組となっている。さらに、生産者、消費者、流通業者、自治体の役割を明確にし、県民の合意形成と全体の運動となっている。同時に、政策の効果については、取組の広がりだけではなく、琵琶湖の水質を浄化という基準という明確な指標がある。以上のように、滋賀の制度は、わが国の環境保全型農業の推進、政策を推進し、エコファーマー制度の課題や環境保全型農業の実態面での課題を克服する内容となっている。滋賀の事例は報告はあるが、わが国の環境保全型農業の存立条件、課題から評価した最初の業績である。

さらに、取組状況を実態調査（グリーン近江農協、潮来地域、愛東町）に基づき、実態と存立条件を検討している。まず、認証農業者の実施割合が当初の予想を超えて増加している。その要因は直接支払制度とともに団体認証であることを明らかにした。さらに、大規模経営と集落営農が取組の推進役を担っている。また、生産者や農協等が認証制度を活用して、差別化による販売戦略を実施し、産地づくりを行っている。一部には、酒造業者との連携による地域振興づくりの動きがあることを報告している。さらに、生産者のヒアリングによる「環境こだわり」農業の経済性と経営の継続性に直接支払と差別化、産地化が役立っていることを実証した。以上のように、環境保全型農業の存立条件は、①技術・農法の転換、②経営の持続性、③地域農業振興、④政策的な支援（直接支払制度と認証制度）とが、それぞれ不可欠であり、相互に連動し、総合化することが必要なことを理論的、実態的に論証した。さらに、以上の直接支払等の諸政策が琵琶湖等への環境負荷の軽減等や安心・安全な農産物の供給とうい消費者、環境視点であることが前提条件であることも実証した。以上の環境保全型農業の存立のための政策的な諸条件を、理論的、実態的に解明したことは環境保全型農業の政策、研究に新たな知見をもたらしたものである。

第5章「環境保全型農業への直接支払とその効果指標」は、福岡県における「農の恵み」の事例である。2005年より実施された「農の恵み」事業は、環境直接支払と認証制度とを組み合わせたモデル事業である。その特徴は、①減農薬栽培を10ha以上を条件とした地域認定であり、②県の認証制度とセットとなり農産物の差別化戦略が備わっていること、③地域住民や非農業者の参加を前提とした生き物調査を義務づけていること、④県民への広報宣伝、技術指導を県が積極的に行っているという特徴がある。この制度は、環境直接支払に対する効果の客観的な指標づくりでもある。以上の特徴のあるモデル事業の実施地域での実態調査に基づき、①モデル事業の参加者が生産者だけでなく、学校、生協、流通業者と大幅に広がったこと、②地域の取組と県の指導とが結びつき新たな技術開発と農法の転換が実施されていること、③県の認証制度を活用し、農産物の販売戦略や直売が積極的に実施されていること、④景観改善や、ホテル祭等の地域活性化の取組が地域全体に広がっていること等を明らかにした。以上の制度の特徴と実態は、日本の環境保全型農業政策において直接支払制度を導入するためには消費者、環境視点から客観的な効果指標づくり、非農家の参加、販売戦略等が必要なことを実証した。

終章は日本の環境保全型農業の政策と新たな方向についての検討である。日本の環境保全型農業政策は、EUと比べて立ち遅れている。最初に示した4つの視点から、技術、農法の転換は、地域的な取組を前提に創意工夫を助長する体制が必要である。経済性と経営の持続性の確保にコスト削減とともにブランド化を含めた差別化戦略と生産・流通・消費の一体的な取組が必要である。政策支援は、直接支払制度とともに認証制度が必要であり、中央と地方との調和と多様な政策が必要である。地域振興の視点では、認証制度は地域認証等の地域ぐるみの取組を支援・助成することが必要となっている。以上の4つの視点を政策と取り組みにおいて総合化が必要であるが、その中心は地域振興という視点である。最後に国民の合意形成が不可欠であり、そのためには客観的な指標づくりが不可欠なことを明らかにした。以上の取りまとめは、環境保全型農業の推進のための新たな政策提示とともに新たな理論的、実証的な研究と評価できる。

補論「農地・水・環境保全向上対策の制度と実態」では、日本最初の環境直接支払制度と言われる同政策についての分析と実態調査である。同対策は地域資源の保全と環境保全型農業の二つの政策が混在しており、その中心は前者である。政策の矛盾があり、現実には環境保全型農業を推進した事例は少数であることを明らかにした。そのなかで、先進事例の調査報告を分析している。

「中国における環境農業の推進」は日本との比較での特徴を整理している。①ブランド化をめざした認証制度、②品目ごとの基準、③龍頭企業を中心であり、生産者への認証でないことを明らかにした。

なお、最終試験では、先行研究の評価と本論文の意義及び環境保全型農業の先行研究、多面的機能論等の環境保全型農業に関連した質問を行なった。それらについて、宋丹瑛氏は的確に回答しており、この分野での研究面での知見と研究能力が充分であると評価された。今後は、新たな論点提示については、より一層の統計的、実態的研究を進めて論理的な整合性を整える部分があるが、それ

らを克服するならば、本論文は日本の環境保全型農業の推進と政策についての農業・農村政策論及び研究を一步進めるだけでなく、農業振興、農村振興の分野にも貢献できると期待できる。さらに、環境保全型農業の課題である4つの視点を地域政策視点を中心に整理するならば、地域政策学の発展に寄与することが期待できる。

以上から、「環境保全型農業の存立条件と政策課題－経営の持続性と地域農業政策－」は学位論文の水準に達しており、また、宋丹瑛の研究面での知見と研究能力を有しており、宋丹瑛を博士（地域政策学）の学位を授与することが適当であることを3人の全委員が一致して認めたことを報告する。

学位論文の審査結果の要旨

氏 名	おおなか かつとし 大 仲 克 俊
学 位	博士（地域政策学）
学位記番号	高経大院博（地域政策学） 第13号
学位授与の日付	平成21年3月25日
学位授与の要件	学位規程第4条第3項該当
博士論文名	農外企業による農業参入の背景及び実態と地域政策
論文審査委員	主 査 吉田 俊幸 副 査 村山 元展 副 査 小田切 徳美

審査結果の要旨

上記、大仲克俊の学位論文「農外企業による農業参入の背景及び実態と地域政策」（課程博士）に関して、3名の審査委員（主査吉田俊幸、副査村山元展、小田切徳美）により、学位論文の審査と最終試験を1月12日に高崎経済大学で実施した。その結果、3人の審査委員は全員一致で、論文が学位（課程博士）論文の水準に達しており、また、大仲克俊が博士（地域政策）の学位を授与するのに十分な研究能力を有していることを一致した。

本研究は、日本農政の重要な課題であり、一つの争点となっている農外企業の農業参入についての農業・農村政策的な研究である。日本の農業、農村は、農地改革以来の転換期を迎えている。農業・農村政策の重要な課題の一つが農地減少の抑制と農地保全である。しかし、担い手不足、農業労働力の高齢化の進展の下で、新たな担い手として農外企業が注目を集めている。農外企業に農業への参入を認めることは、農地改革を出発点とした戦後農政の一つの転換である。その点についての評価は、賛否が分かれている。以上の最新で農政の重要な課題を本論文のテーマとして設定し、企業の農業参入の経済・社会的背景や実態だけではなく、農地制度論、地域農業振興と地域政策という視点からアプローチとした。この点は、学位論文として高く評価できる。

本研究の特徴は、以下の通りである。第一は、農地制度の変遷を踏まえ、企業の農業参入は、現在、注目を集めている構造改善特区制度以前から可能となっていることを制度的にも実施的にも実証したことである。したがって、企業の農業参入には農業生産法人制度と特定法人貸付制度の二つの方法があることを制度と実態から明らかにし、さらに、両制度の利点と弱点とを両面から比較検討した。第二に、農業センサス分析により、農地減少と耕作放棄地の増加及び高齢化進展しており、水田地帯の中山間地域や畑作地域では、担い手への農地集積だけでは農地保全が困難ことを明らか

にしたことである。したがって、それらの地域では既存の農家や農業生産法人に加えて、新たな担い手が必要なことを実証した。第三に、農外企業の農業参入を認めた地域の農業構造、経済構造の実態と統計的分析及び自治体の目的や地域の経済社会の統計、実態分析に基づいて、その地域経済、政策的な背景を析出したことである。第四に、企業の参入した目的さらには農業経営内容等を統計的、実態的な分析に基づいてその存立条件を経営、制度、地域政策の面から解明したことである。第五に、参入企業と地域との関係を実態調査をもとに分析し、参入企業の農業経営が存立するには農業経営の発展だけではなく地域社会、自治体との共生、連携が不可欠なことを実態を踏まえて理論的に整理したことである。最後に、本研究は、戦後農政の転換をなす企業の農業参入について、農業構造の変化や社会経済の変化を踏まえ、制度論、企業の農業参入の実態とその存立するための地域政策的な諸条件を包括的な理論・実態的な研究の最初のものである。この面では新たな研究分野を開拓するとともに研究の空白を埋めるものである。

以上のようにテーマ及び課題の設定において時代の要請に応えたものであり、同時に、研究の視点も意欲的であり高く評価できる。さらに、従来の研究を踏まえ、新たな研究分野を開拓した意味でも学位論文として相応しい水準にあると評価できる。

論文の概要は以下の通りである。

第一章「研究の課題と先行研究の整理」では、第一に、企業の農業参入について分析するためには、農業・農村内的な背景と地域の経済・社会の要因から接近する必要性を提示した。第二は、農地制度及び政策論からの接近が必要である。第三は、農外企業の農業経営への参入の目的と経営実態に関する研究である。そのためには、経営実態だけでは不十分であり地域農業・地域政策的な視点からの研究が必要なことを示した。

先行研究の整理では、以上の視点から農外企業の農業参入について、「農地制度における肯定論と否定論」、「地域農業の担い手論」、「一般企業の農業参入の実態」の三つの論点について検討している。第一の農地制度をめぐる先行研究では、「耕作者主義」からの理念的批判論（代表として梶井功氏）、理念論と実態論との融合による否定論（田代洋一）、肯定論（生源寺真一）の3者の論を検討した。3者の論は、統計と実態調査に基づく実態的な研究の裏付けがとくに梶井、生源寺氏において不足している。また、農外企業の農業参入について、農業生産法人等の農地制度の具体的な運用及びその運用が農外企業の経営への影響についての検討がないことを明らかにした。したがって、農地制度について実態と運用を含めた総合的な研究が必要なことを提示した。

第二の担い手論については、小田切、細山氏等が、農業労働力の高齢化、担い手不足により農家以外の事業体が、地域農業の維持、農地管理に大きな影響力を持ってきた事実を確認した。しかし、いずれの論も企業の農業参入の必要性にまで検討していない点を指摘した。ただし、倪鏡氏が畑作地帯の分析から「新たな地域農業の担い手」の必要性を言及していることの重要性を確認している。第三の一般企業の農業参入の実態については、事例研究が中心であり、「参入した企業の目的、営農内容の詳細の分析、企業の農業参入について地域農業、政策論からの研究」必要なことを明らか

にした。

以上の先行研究を踏まえ、研究課題を提示している。第一は、農業生産法人制度の変遷及び特定法人貸付事業の制度論の検討と、両者の違いを踏まえた、企業の農業参入の実態についての分析である。第二は、農外企業が農業へ参入した農業構造及び経済社会的な背景についての分析である。第三は農外企業の農業参入の実態と地域農業振興、政策の視点からの検討である。

以上の課題に対して、第2章以下では論点と新たな知見を提示している。

第2章「一般企業の農業参入に対する農業生産法人制度と特定法人貸付事業」では、企業の農業参入の方法には農業生産法人制度と特定法人貸付事業との二つがある。両制度は、目的が違うため、両者にそれぞれ利点と問題点があることを実態論と制度論から分析した。まず、農業生産法人制度による企業の農業参入が始まったのは、1993年の農地法改正からであることを制度と実態から明らかにした。制度改正によって、食品企業や流通業者が農業生産法人へ出資という形態で実質的に参入している。この制度は、企業の農業参入は、農業生産法人の経営発展の視点からの事業要件や構成員要件の大幅な緩和によるものである。2003年の規制緩和によって、認定農業者として認定された農業生産法人には、議決権の50%未満まで農外企業の出資が可能となり、役員として加工部門等の専門家等を派遣することが可能となった。その結果、出資と事業内容には一定の制約があるが、食品企業等は農業生産法人を子会社化することや事業の一部門化することが可能となったことを明らかにした。さらに、その後の改正で観光業においても農外企業は農業生産法人を子会社化することも可能となった。

一方、特定法人貸付事業は、企業による農地保全、担い手づくりを目的とした特区制度の全国化である。そのため、企業が直接、農業経営を行うことができるが、農地は市町村が指定された農地に限定される制約がある。その結果、農地の条件が悪く、希望通りの面積を確保できない等の経営展開の障害となる例もあることを明らかにした。以上、本章の分析は、農外企業の農業参入についての農地制度論と実態に関する包括的な研究であり、新しい知見である。

第3章「企業の農業参入と地域農業、地域経済、社会」では、第一に、先行研究を踏まえ、農業センサス結果の分析を通じて農業労働力の高齢化、担い手不足、農地減少、農地流動化の現状を確認し、農地保全のためには新たな担い手が必要なことを析出した。とくに、水田地帯の中山間地域および畑作地帯の多くでは、農地の減少率が高く、大規模経営や法人経営への農地集積が進展していないと同時に農業労働力の高齢化が深刻化している。したがって、それらの地域では、既存の農家や農家以外の事業体だけでは農地保全が困難であり、新たな担い手が必要なことを統計的に実証した。この点は、統計上の分析の新たな成果である。

第二は、特定法人貸付事業等を実施している市町村の分析である。まず、これらの市町村では、農業と建設業の比率が高く、地域の経済・社会が空洞化していることを明らかにした。そのため、市町村は農外企業に対して、農地保全とともに地域活性化を期待している。農外企業の農業参入への期待は、農地保全とともに企業の農業参入を通じて、加工、観光、販売等を組み合わせた事業展

開を期待している。また、参入を認めた地域では、高齢化比率が高く、農地流動化率が低く、農地減少率が高く、耕作放棄地が増大している。つまり、企業の農業参入を受け入れる農業、地域経済的な要因があることを統計的、実態的に明らかにした。この点も新たな知見であり、業績である。

第4章「農業へ参入した企業の農業部門の経営実態」は、参入企業の農業経営の実態分析である。まず、特定法人貸付事業で参入した企業の農業部門の経営実態について農林水産省の調査及び実態調査から分析をしている。農業部門の経営収支は、赤字の企業が8～9割であり、その要因は、まだ経営規模が小さいことや農業への初期投資が大きいこと等である。また、経営形態をみると、中山間地域では、水田農業もしくは観光農業が中心であり、畑作地帯では経営内容が多様である。次に、参入企業は建設業を中心として多様な業種が参入しているが、主たる目的は本業不振と市町村からの要望である。今後の経営の課題は農産物のマーケティングと農地確保であることを明らかにした。

一方、農業生産法人制度を通じた農業参入では、制度的な制約から食品産業、農産物販売業等の農業関連産業が中心である。参入の目的は原料の確保、取引先の要望等である。したがって、農業収支の黒字というよりも企業全体の経営的な視点からの参入である。また、農地確保に関する制度的な制約がないため、経営耕地規模も大きく、経営は比較的順調である。以上の分析により、農業へ参入した企業の経営実態からみると農地の斡旋や技術指導、機械等の補助金等の地域的な支援が必要なことを明らかにした。つまり、企業の農業参入は、経営面では必ずしも順調ではなく地域政策的な視点から地域支援が必要なことを示した。さらに、農業経営の収支については、参入企業は総合的な経営や戦略から捉えており、必ずしも農業部門の黒字化を当面の目標でないことを明らかにした。以上の点は、従来の知見を修正するものである。

第5章「企業の農業参入と地域農業振興」は、参入を受け入れた地域である鹿児島県南さつま市、宮崎県都城市、新潟県糸魚川市を対象として、参入した企業の農業経営の実態と地域との関係を分析したものである。

まず、鹿児島県南さつま市では、農地が減少し、担い手不足が深刻化している一方、大規模農家や農家以外の事業者への農地集積が不十分である。そのため、市は新規就農によって、遊休農地の解消や農地保全を積極的に推進している。ところで、特定法人貸付事業の対象農地は、リゾート開発の跡地と土地改良による農地造成地区に限定した。両地域とも遊休農地が集中しており、担い手が全くいない。そのため、市は企業の農業参入を促進するため、農地を整備するために5000万円を投資し、農業技術の指導を行った。参入企業は建設関連業が7社、食品関連企業が4社、廃棄物関連企業が1社、建築資材業が1社である。農業参入の目的は建築関連事業の場合には本業の不振と市との関係強化のためであるが、食品関連事業の場合には企業のブランドイメージの向上や原料の確保が主である。農業部門が黒字なのは、調査を実施した6社中、農協出資法人の1社のみである。また、食品関連事業と生協は収支よりもイメージアップ・職員等の研修を目的としている。経営が困難なのは、経営規模が小さいことと技術力が低いことため収益が確保できないためである。経営

の方向は、縮小と拡大の二つに分かれている。南さつま市の事例は、市町村の助成や農協の支援があっても条件が不利な地域では参入企業の農業経営が安定するのは困難ことを実証した。

宮崎県都城市の事例は、農業生産法人制度による農業参入の事例である。都城市では農家の経営耕地面積が減少しているが、35の農業生産法人がその農地を集積し、経営耕地全体の約16%、畑地の約1/3を集積し、市全体の農地減少を抑制している。うち、農外企業が農協出資法人を含めて14社であり、食品・酒造業が6社、農業関連流通業が3社、飼料会社が1社、建設関連事業が5社である。経営内容は水稲、畑作、畜産等多様であり、その多くは経営規模も10haを超え、売上高も数千万円である。農業への参入の目的は、本業の加工品原料の確保、農協の依頼、委託等であり、本業との関連が強い。農業経営の収支は会社全体で見ると経営に貢献している。さらに、農協は食品業への原料供給と市場出荷の安定的量の確保のために、農協出資法人（2社）を通じて農業生産に参入している。その規模は百haを超えている。以上のように農外企業が出資した農業生産法人は、農地保全と地域農業の維持において大きな役割を果たしている。同時に、参入した農業生産法人は経営規模拡大の意欲が高く、地域の担い手と農地を巡って競合が生じる例も生まれている。都城市の事例は担い手不足のもとで、農家と農家以外の事業者さらには農外企業とによる地域農業の再編方向を示している。同時に、食品産業等の農企業と農協、生産者とによる地域の新たな農業関連産業への新たな展開方向を示す事例ともいえる。その意味では農外企業の農業参入が地域振興と農業再編の新たな方向を提供している。

新潟県糸魚川市の事例は、地場の建設業が農業を参入することを通じて、農業振興と地域振興に貢献している例である。糸魚川市は担い手不足と高齢化が深刻化し、それが、農地減少と結びつき地域の存立が困難となっている。市内の旧村の一地区に基盤とする建設業が農業へ参入し、地域農業の担い手と振興の推進者として大きな役割を果たしている。建設業者は特区制度以前より農業生産法人として農業に参入していた。条件の良い農地は農業生産法人で受託し、条件の悪い農地は特定農地貸付事業によって、本社が借入を行っている。その結果、経営規模は市内では最大の17.2haであり、農業収入だけで2800万円であり、農業部門の収支も連結決算で黒字となっている。この企業は、地区の地域振興計画に基づき農業だけではなく観光業、観光農園にも積極的に参加し、地域になくてはならない存在となっている。さらに、農業も地域の担い手として認知され、企業が管理する農地と農地の範囲が地域で認められている。さらに、企業は、認定農業者であり、中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策にも地域のメンバーとして参加し、助成金の対象となっている。以上のように特区に参入した企業のなかで数少ない黒字で規模拡大を実現している。それは、企業が地域の農業振興、地域振興に取り組んでいることが最大の要因であることを実証した。本事例は、過疎地域での企業と地域、行政との連携による地域・農業振興の新たな方向を示していることを提起した。

以上の3つの事例は、企業の農業参入には地域の経済的・社会的な要因があり、企業がその要因を解決するために積極的に地域・農業振興に取り組むことが求められている。そのことが農業経営

の安定と継続性につながることを実証した。企業の農業参入は、農業の担い手不足の解決だけではなく企業と地域、行政との連携による地域振興という視点から位置づけることが求められる。そのためには、参入企業への行政の支援及び企業の地域での役割を地域政策的な視点から検討することが必要となっていることを理論的、実態的に明らかにした。以上の視点は、担い手不足と過疎化が進展している農村地域において、企業、地域住民、生産者、行政の連携による農業再編、地域振興の可能性を示唆しており、今後の農業・農村政策への新たな視点を提示しているものとして評価できる。本研究は、企業の農業参入というテーマを取り上げているが、高齢化、過疎化、担い手不足が深刻化している農村地域について、農村政策論、研究に新しい視点を持ち込んだと高く評価できる。

なお、最終試験では、先行研究の評価と本論文と先行研究との違いさらには農地制度の変遷と農外企業の農業参入、農業構造の変化と企業の農業参入、企業の農業参入の存立条件と地域農業振興、地域振興との関連について質問を行なった。それらについて、大仲氏は的確に回答しており、この分野での研究面での知見と研究能力が充分であると評価された。今後は、新たな論点提示については、より一層の統計的、実態的研究を進めて論理的な整合性を整える部分があるが、それらを克服するならば、本研究を発展させ、企業の農業参入について包括的で地域政策的な研究の最初のものとして期待できる。さらに、企業と地域、自治体との連携についても、地域政策の概念を含めて整理するならば、地域政策学の発展に寄与することが期待できる。

以上から、「企業による農業参入の背景及び実態と地域政策」は学位論文の水準に達しており、また、大仲克俊の研究面での知見と研究能力を有しており、大仲克俊を博士（地域政策学）の学位を授与することが適当であることを3人の全委員が一致して認めた。